一、給料三十圓トスルコト
二、紙取代　十五圓ヲ支給スルコト
三、絶對自由增減ニスルコト（責任枚數ヲ負ハセザルコト）
四、二月三月ノ殘紙ノ責任ハ主任之ヲ負担スルコト（殘紙トハ取立不能ノ領收證ノコト）
五、集金歩合金ヲ出スコト（三円）
六、正月及中元ノボーナスヲ支給スルコト
七、中間搾取絶對反對
八、切取精算絶對反對
九、清算ハ翌月五日ニスルコト
十、右項ヨリ申込セザル限リ解雇セザルコト（初座、安井ノ両名ヲ復職セシムルコト）

ノ要求書ヲ提出即答ヲ求メタルニ松林ハ今夜回答スヘキヲ述ヘタルニ前記六名ハ豫テ集金携帶ノ打合セヲ遂ゲアリシモノヽ如クニテ直ニ「圖タクレ」ヲ座ヒ來リ谷自所持品ヲ携帶スルト共ニ逃走品川驛ニ至リテ今後ノ方針等協議スヘク附近徘徊中検挙サレタルモノナルカ取調ニ對シテハ何レモ吾々カ即答ヲ迫リタル際松林要カ今新聞御徒町配達所ニ電話セルヲ暴力團ヘノ應援交渉ナリト早合点セル為逃走セルマテナリト主張シアルモ事實ハ[illegible]消ヲ狙ハンカ為ノ計畫的行為ナルモノノ如ク引續キ取調中ナルカ[illegible]ト称シ居レリ

要求者氏名

本籍	氏名	年齢	携帶金額
福島縣相馬郡磯部村[illegible]谷地四五	山田清	二五年	二三円九二銭
宮崎縣都城市松本通	坂本滿雄	二一	四〇、二〇
新潟縣西蒲原郡國上寺村	樋口嘉範	一八	四〇、二〇
仝　刈羽郡石地町六二一	鈴木正章	二一	三三、七〇
山形縣南村山郡藏山村字平清水	松田松務	一九	四〇、五〇
秋田縣北秋田郡細野村長坂町十一番地	安井敏丈	一九	一、八〇
計			一八〇、三二

右及申（通）報候也